

土壤環境基準及び地下水環境基準等の一部改正について

環境省は平成 28 年 3 月 29 日、土壤環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等を公布しました。

1. 告示改正の概要

- ・ 土壤の汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)項目に「クロロエチレン(別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」及び「1,4-ジオキサン」を追加する。
- ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)項目のうち、「塩化ビニルモノマー」の項目名を、「クロロエチレン(別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更する。

上記告示の改正に伴い、土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤処理業に関する省令やその他の土壤汚染対策法関連の告示についても改正されます。詳しくは環境省ホームページの報道発表資料をご確認下さい。

2. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

当社では、揮発性有機化合物の分析を行っております。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2016 年 3 月 29 日付 環境省報道発表資料
分析技術箇所 野村咲子

水質汚濁に係る環境基準の追加等に係る告示改正について

環境省は、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目の追加について、平成 28 年 3 月 30 日に告示しました。

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき定められており、そのうち、生活環境の保全に関する環境基準は 12 項目が定められています。

改正の概要としては、水域の底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的とし、底層溶存酸素量が新たに生活環境項目環境基準に追加されたものとなります。基準値は類型が生物 1、生物 2、生物 3 の 3 類型になり、基準値はそれぞれ 4.0mg/l 以上、3.0mg/l 以上、2.0mg/l 以上となっています。

今後は環境基準達成状況の評価や運用等の重要事項について審議されたのち、関係自治体に必要な情報提供が行われるとの事です。

当社では、河川水の分析を始め、各種工場排水などについても BOD 等生活環境項目の分析において多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2016 年 3 月 30 日付 環境省報道発表資料
環境検査箇所 清水圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会第 7 回会合を開催](#)
2. [～名水百選 30 周年記念～「名水百選」選抜総選挙結果発表](#)
3. [低濃度 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について \(東芝環境ソリューション㈱\)](#)
4. [〃 \(杉田建材㈱\)](#)

5. [低濃度 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について \(中部環境ソリューション合同会社\)](#)
6. [〃 \(エコシステム秋田㈱\)](#)
7. [〃 \(株太洋サービス\)](#)
8. [特定消費者向け製品中の難燃剤含有を制限](#)
9. [産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況\(H.25 年度実績\)について](#)



“水道法水質基準全項目”等においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

この度、当社では“水道法水質基準全項目(51 項目)及びサンプリングについて、試験所の国際規格(ISO/IEC 17025)の認定範囲拡大が認定機関である JAB に承認されました。これにより、当社の認定取得範囲が今までの化学試験、放射能・放射線試験に食品試験が追加となりました。